

平成31年4月1日から水銀ごみの分別回収を始めます

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、蛍光灯等の水銀ごみは適正に処理を行う必要があります。

このため、平成31年4月1日より市内の市民センターなど11箇所において、水銀を使用した蛍光灯、体温計、温度計、血圧計の拠点回収を始めます。

これら4品目につきましては、「燃やさないごみ」とは分別して排出していただきますようお願いいたします。

なお、平成31年9月30日までは、これら4品目は「燃やさないごみ」でも排出することはできますが、平成31年10月1日からは、「燃やさないごみ」では回収せず、拠点回収のみとなりますのでご注意ください。

【回収品目】

① 蛍光灯（直管型、環型、電球型）

LEDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、グロー球、割れた蛍光灯は対象外

※蛍光灯は、買い替えの際、購入店でも引き取ってもらえます。

② 水銀体温計

デジタル体温計は対象外

③ 水銀温度計

デジタル温度計は対象外

④ 水銀血圧計

デジタル血圧計は対象外



【回収箇所】

施設名	施設名
市役所本庁舎	広野市民センター
総合福祉保健センター	ふれあいと創造の里
さんだ市民センター	フラワータウン市民センター
有馬富士共生センター	ウッディタウン市民センター
高平ふるさと交流センター	クリーンセンター
藍市民センター	

※割れないように専用ボックスに入れてください。なお、割れたものは、「燃やさないごみ」として地域のごみステーションに排出してください。

事業所（飲食店や店舗、事務所、病院など）から出る水銀ごみは、拠点回収に出せません。事業系ごみの搬出方法をご確認のうえ、適正に処理してください。

市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、三田市クリーンセンターまでお問い合わせください。

〒669-1507 三田市香下1676番地

TEL 079-563-5551 FAX 079-563-6672